

「屋外広告物」を表示・設置、管理、所有等している皆さま

令和6年4月1日より

屋外広告物の許可申請のルールが変わります！

※広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市、廿日市市を除く

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の許可に係る申請者の利便性の向上のため、広島県屋外広告物に関する規則が一部改正されました。

●改正内容

- **同一人が同じ場所で引き続き許可を受ける際の添付書類の全部又は一部省略**
※前回の許可の内容から変更がない場合に限りです。

⇒①広告物の表示又は掲出物件の設置の位置及びその付近を表示した図面

②広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書並びに図面

③広告物又は掲出物件の意匠、色彩及び表示の方法に関する図書並びに広告物又は掲出物件が照明又は音響を伴うときはその大要に関する図書

④広告物の表示又は掲出物件の設置の場所が他人の所有又は管理に属するときはその承諾書又はその写し

○：省略できる ×：省略できない

	①	②	③	④
広告物等の設置場所が自己の所有又は自己の管理に属する場合	○	○	○	○
広告物等の設置場所が他人の所有又は他人の管理に属する場合	○	○	○	×

※広告物等を設置する場所が自己、他人の所有等によって添付書類の省略が異なります。

● **屋外広告物許可申請書等の様式変更**

● **許可申請に係る書類の押印廃止**

● **施行日（改正内容が適用される日）：令和6年4月1日**



● **お問い合わせ先**

許可申請について

⇒許可を受けている市町にお問い合わせください。

改正の内容について

⇒広島県 土木建築局 都市計画課 082-513-4111